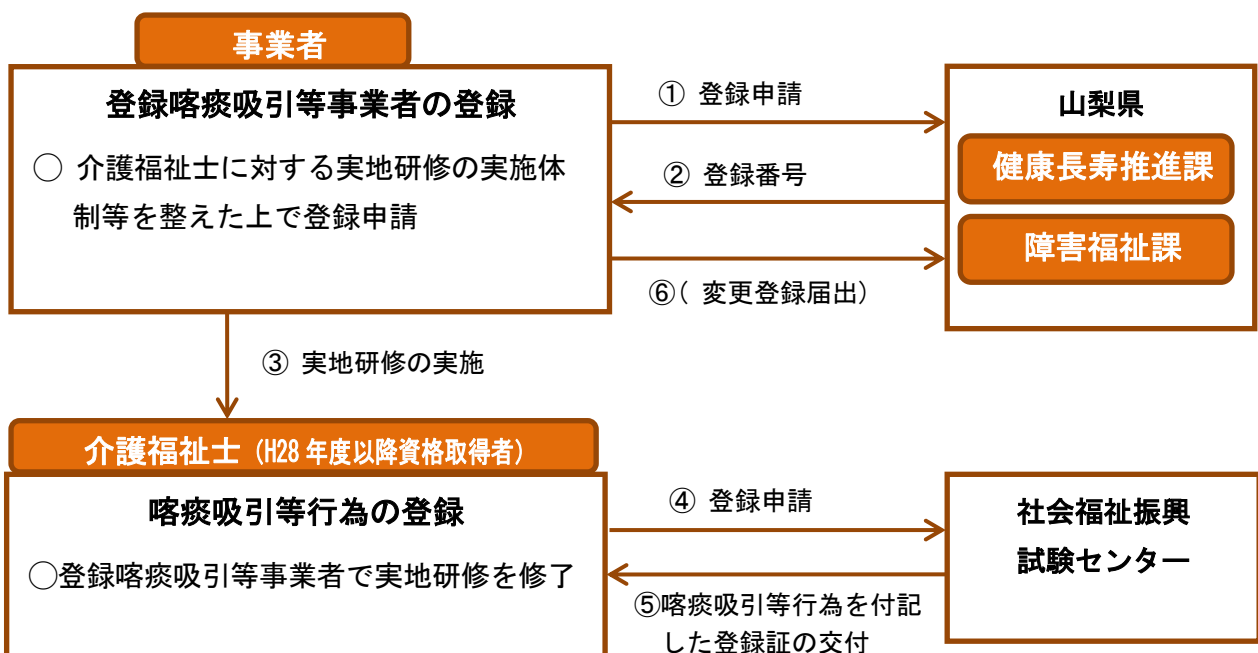
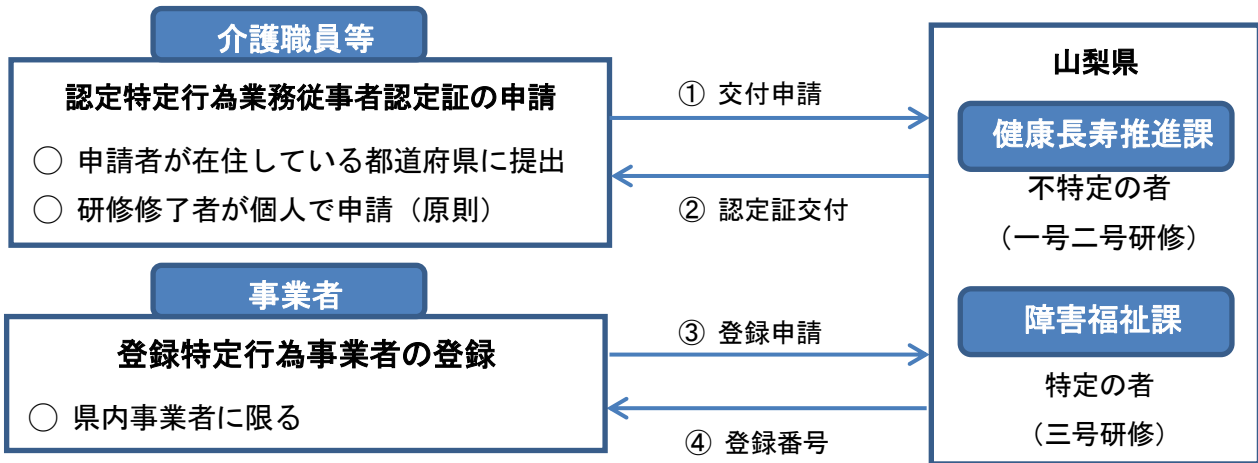


「登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）」の登録申請の手続きについて

喀痰吸引等の業務を行うためには、県の登録を受けた登録事業者であることが必要です。

喀痰吸引等を行う者	事業者が必要な登録
介護職員等 (認定特定行為業務従事者認定証がある者)	登録特定行為事業者
介護福祉士 (介護福祉士登録証に医療的ケア実施の付記がある者)	登録喀痰吸引等事業者

1. 喀痰吸引等を実施するまでに必要な手続き



3 必要書類及び留意事項

1 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録申請書（様式1-1）

2 添付書類

設置者が法人である場合 ① 法人の定款又は寄付行為 ② 登記事項証明書（コピー不可）

申請者が個人である場合 ① 住民票（コピー不可）

3 介護福祉士・認定特定行為業務従事者 名簿（様式1-2）

認定証の交付申請手続きと登録事業者の登録申請手続きを同時に行う場合は、名簿の登録番号・登録年月日は未記載でよいこととします。

4 社会福祉士及び介護福祉士法第48条の4各号の規定に該当しない旨の誓約書（様式1-3）

5 登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類（様式1-4）

※登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）登録適合書類チェックリストを参考にしてください。

※適合要件を満たした喀痰吸引等業務方法書（マニュアル）等を作成し、添付してください。

〔痰吸引等業務方法書（参考例）を活用してください。〕・・・ホームページに掲載

6 認定特定行為業務従事者認定証、介護福祉士登録証の写し